管財関係部課長会議会議録

開催日時　平成２６年８月１日（金）　午後１時３０分から午後３時まで
開催場所　愛知県自治センター４階　大会議室
出席者　　愛知県総務部市町村課　　課長補佐　田中宏之
　　総務部市町村課　　主　　査　天野孝教
　　総務部財産管理課　課長補佐　川出仁史
　　市　名古屋市財政局財政部管財課財産活用係長　酒向欣宏　始め３８名
　　愛知県市長会事務局　行政係長　石川浩司　始め３名

１　開会
　愛知県市長会大山財政係長
２　あいさつ
⑴　開会あいさつ
　愛知県市長会
⑵　愛知県出席者紹介　総務部市町村課　田中課長補佐、総務部市町村課　天野主査、総務部財産管理課　川出課長補佐
⑶　愛知県あいさつ
　愛知県総務部市町村課　田中課長補佐
　土地、備品の管理について情報交換を行う、その後、県からも説明をする。各市の財産管理に役立ててほしい。
３　議長選出
　長久手市中西総務次長兼財政課長（前回会議において、市制施行順により長久手市に決定している。）
４　議題（長久手市中西財政課長）
⑴　石碑、祠等の敷地等の扱いについて（岡崎市提出）
ア　提案市説明（岡崎市小林財産活用担当課長）
　市有地に存する石碑、祠等について、どのような取扱いをしているか。本来、石碑、祠等については、公有地を敷地として無償で提供することは好ましくないと考えられる。
　各市において、市有地に石碑、祠等は存在しているか。また、それらが存在する場合、地元への売払い、貸付などを行い、所有権移転等に向けて調整を行っているか。
イ　回答、名古屋市（酒向管財課財産活用係長）
　本市においては、行政財産を各事業所管局が管理することとしており、各所管局において適切な財産管理に努めている。
　市有地に許可等ないまま設置されている物件がある場合には、不法占拠物件として所有者、管理者の確認を進めるとともに、原則として撤去、除却、貸付・許可手

続き等の要請を行っている。

設問の石碑、祠についても、この方針に従って撤去、除却に向けた要請等を行い、設置された歴史的背景や敷地取得の経緯などから撤去等が困難な場合は占有部分の敷地の売払いも含めて解消を図っている。

ウ　回答、豊川市（鈴木管財契約課長）

市有地に存在する宗教施設として、祠７件、鳥居４件、本殿１件、常夜燈４件、神社石碑３件、祭礼用設置基礎 30 件、その他３件、全体では５２件、存在する。貸付を４件しているが全て有償で無償貸付はない。（平成２２年度調査：北海道において無償貸付で違憲判決、市の合併を受けての調査）

これらの宗教施設については、適正時価での売却、貸付など、今後対策を検討する必要があるものと考えているが、個別に経緯等を確認したうえで検討していく必要もあり、対策が進んでいないのが現状。

エ　回答、西尾市（宮地資産経営課長）

当市では、市有地に土地改良区碑や戦没者慰霊碑等が数か所存在している。土地改良区碑については、ほとんどが土地改良区と使用貸借契約を締結しているが、一部管理者の存在しない旧耕地整理碑や解散した土地改良区の設置した碑等があり、対応に苦慮している。また戦没者慰霊碑については、すべて契約行為が行われておらず、地元との調整もできていないのが現状。

オ　提案市の質問、意見等

特になし。

カ　愛知県の状況

県では、４件ある。内容は、行政財産の使用許可３件、普通財産の貸付が１件ある。これらについては、条例に基づき無償で使用許可、貸付をしている。

⑵　公用車へのドライブレコーダーの設置について（安城市提出）

ア　提案市説明（鈴木財政課管財係長）

現在安城市は２６４台の公用車を所有している。このうち市長車、議長車をはじめとする９台及び今年度から更新の公用車にドライブレコーダーを設置している。

未設置の車両については、平成２７年度までに既存車両を含む全車両に設置を計画していると議会で答弁していたが、今年度の９月補正で今年度中に全車両に設置するとした。

そこで、各市のドライブレコーダーの設置状況について、計画中も含めて各市の状況をご教示いただきたい。また、運用要綱や要領、基準等があれば参考にしたいので資料の提供をお願いする。

イ　回答、豊橋市（夏目資産経営課長）

本市のドライブレコーダーの取付状況については、別添１のとおり。

要綱、要領等はないが、取付基準としては、車両更新時及び購入時期の比較的新

しい車両から優先的に取付けている。

ウ　回答、豊田市（林財産管理課長）

①　管理車両台数及び設置車両台数

管理車両　８１０台中　７９８台設置（詳細は別添２「管理車両台数」のとおり）H26.3.31 現在

②　設置までの経緯

平成１６年度～緊急車両や塵芥車等を中心に、平成２４年度末までに 249 台に設置してきた。しかし、公用車事故が多発したことを受け、事故発生時（特に双方事故）の状況把握及び市有過失の事実確認に役立てることを目的として、平成２５年度中に予算流用により未設置車両に設置した。（※敷地内使用車両等の一部車両を除く）

③　運用・要綱・基準等

別添３「豊田市公用車におけるドライブレコーダーの設置及び運用に関する基準」のとおり

エ　回答、小牧市（長尾財政課長）

公用車のドライブレコーダーの設置については、当市では平成２２年度から開始している。

初年度となる平成２２年度については、本庁舎で保有する公用車７３台のうち１６台に設置したが、平成２３年度以降については、公用車の買替えの際に、順次設置を行っている。なお、消防関係車両については、事務用車両を除き、前倒しで平成２５年度にはドライブレコーダーの設置を完了している。

※平成２６年７月末現在で、公用車全２０１台中、８５台に設置済み。

※設置に関する要綱・要領はなく、公用車買替え、予算要求の際にドライブレコーダー分の予算措置を行っている。

オ　その他の市からの質問、意見等

特になし

カ　愛知県の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、県の財産管理課が集中管理する車両 41 台の内、ドライブレコーダーを設置している車両はない。本日の各市の状況と費用対効果を踏まえ、今後、早期の設置を車両更新時に検討していく

⑶　普通財産未利用地の活用方法について（蒲郡市提出）

ア　提案市説明（贄財政課長）

普通財産のうち、道路用地残地買収などにより取得した形状の悪い用地などについての活用について、各市ではどのような方策により、有効活用しているか。活用方法としては、①用地売却、②用地賃貸借、③用地使用貸借などが考えられるが、有効な事例があればご教示いただきたい。ちなみに、本市では比較的形状の良い、用途としては住宅や店舗を想定した用地の公募売却を行っているが、不整形地や狭小地については公募売却していない。

なお、不整形地や狭小地の管理は、草刈等の費用がかかり、管理が行き届かない場合には、周辺住民による無断使用や不法占拠という事例もある。

イ　回答、稲沢市（高山財政課主査）

普通財産未利用地の活用方法については、個人や会社、そして行政区などに貸付けている。貸付料については、普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準により貸付をしている。

また、未活用の土地については、一般競争入札により売却に努めるとともに、100㎡以下の狭小で条件の悪い土地については、隣接の方の意向を調査しながら、随意契約で売却していくことも進めている。

ウ　回答、尾張旭市（梅本財政課長）

当市においては、普通財産のうちその土地の扱いについて、整形な取扱い易い土地は、第１として用地売却を考え、毎年進めている。第２としては、用地賃貸借として主に駐車場として継続的に貸している。次にその他としては、用地使用貸借をして、短期間の駐車場、又は短期間の土地使用とし土地を貸している。後は、どうしても使い勝手の悪い不成形地、また極端に狭小な土地などは、隣地の土地所有者への売却等を考えている。

また、これら土地については、毎年草取り等を実施している。

エ　回答、田原市（鈴木財政課長）

普通財産未利用地の活用方法については、平成２３年度に作成した「市有財産のあり方及び利活用に関する基本方針」に基づき対応しており、基本的な考え方としては、「保有する財産」から「活用する財産」とし、「活用できるものは最大限活用する。」という方針のもと「見直すところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する。」といった取組みを推し進めている。具体的な取り組みとしては、未利用地の中でも将来の利用見込みがない財産については、譲渡、貸付を行い、特に土地の規模・形状等を勘案し、個人や企業等で利用可能な財産については、積極的に公募売却をする方向で進めている。しかしながら、貴市と同様、不整形土地や狭小土地等については公募売却していないのが現状。

オ　提案市の質問、意見等（蒲郡市、贄財政課長）

各市の取組み、参考となる。特に隣接所有者への売却や地元への使用貸借の取組みについて、市から積極的の働き掛けを行っているか。伺いたい。

カ　各市の回答

特になし。

《この場での回答は、難しいので、働き掛けを行っている市は直接、蒲郡市へ回答することとした。》

カ　愛知県の状況

未利用地の活用方法は、県内部の利活用を優先している。県内部での利活用予定のない土地は、所在の市町村に買取り等の利活用を聞いている。県の事業の代替地としての利用もなく、市町村での活用もない土地については、

民間への売却をすることとしているが、売却については、公平を期するため、一般競争入札により行っている。

未利用地の有効活用の施策として、県のＨＰで未利用地を公開して、その利活用のアイデアを募集している。また、未利用地の貸付も行っているので、後ほど議題⑸で説明をする。

⑷　備品の取扱いについて（豊川市提出）

ア　提案市説明（鈴木管財契約課長）

重要備品及び備品の管理について、その取扱いについて聞く。本市では、重要備品は５０万円以上の取得価格とし、備品については消耗品と区分する基準として、取得金額２万円以上か否かとしているが、貴市における状況と、この数年において、これらの区分規定を変更したことがあれば、その理由等を教授してほしい。また、重要備品等の購入以外の、工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品について、本市では特に重要備品等としての管理を求めていないが、貴市における取扱の状況について教授をお願いする。

本市では、備品管理台帳の新システムの導入を控えているので参考としたい。

イ　回答、瀬戸市（春田行政課長補佐）

本市の重要備品は、御市と同様に取得価格が、５０万円以上の物としている。又、備品は、取得価格が１万円以上の物で、その性質又は形をかえることなく相当長期に使用するもので、その価格を超えないものは、消耗品としている。（ただし、備品台帳への登録は、平成１９年度から事務量の軽減等の理由から、金額定義を１万円から３万円に引き上げて行っている。）

なお、照会があった近年の当該区分規定の変更はない。

更に、工事・修繕・委託等で整備をした設備等に付随して取得した備品については、その性質や金額等から判断して備品台帳に登録して管理をしていくことになる。

ウ　回答、知多市（勝﨑契約管財課長）

重要な物品については、自動車及び取得金額又は評価額が１００万円以上の備品としている（知多市物品管理規則第１７条）。また、備品については、その品質形状が変わることなく比較的長期間継続使用できるもので取得予定単価３万円以上のものとしている（知多市物品管理規則第２条第１項）。

区分規定の変更については、平成２５年３月１日に物品管理規則の改正を行い、備品とする金額を取得予定単価２万円以上から取得予定単価３万円以上に変更した。近隣他市の状況を調査し、備品登録対象物品の基準を近隣他市と揃えるため、また、備品登録事務を削減することによる事務の効率化を図るために金額の変更を行った。

工事等で整備した設備等に付随して取得した備品については、その財産のうち物品として管理すべきものがあるときは、組替えによる取得として備品登録を行っている（知多市物品管理規則第１０条）。金額区分等の取り扱いについては、通常の備品の取扱いと同じであり、１００万円以上の備品を重要な物品としている。

エ　回答、北名古屋市（松岡財政課主幹）

本市では、平成１８年度に合併により財産管理規則を改正し、取得価格１００万円以上の備品を重要備品とし、備品と消耗品を区別する基準としては取得価格１万円以上か否かとしている。また図書については取得価格１万円以上のものでも消耗品として取り扱っていたが、平成２４年度からは取得価格１万円以上のものや加除式図書の本体、住宅地図を備品として取り扱うように変更した。

設備に付随して取得した備品については、取り外し及び設置が簡易にでき移置して使用可能なものについては備品として管理をしている。

オ　提案市の質問、意見等

岡崎市では、１０万円以上を備品としている。県内では他にこれだけ高額の基準はない。このあたりを教えてほしい。

カ　回答、岡崎市

所管課が違うので、この場で詳細は分からない。ただし、資料にもあるように平成２１年度に他団体の状況を調べて定めた。また、水道等の企業会計で１０万円としていたので、それに合わせたとも聞いている。

キ　愛知県の状況

備品は、その品質又は形状を変えることなく概ね１年以上の比較的長期にわたって使用できるもの。消耗品との違いについては取得価格が３万円未満のものを消耗品としている。また、重要備品は、取得価格、評価額が１００万円以上のものとしている。

規定の改正については、平成１２年４月１日から備品を２万円以上から３万円以上としている。

工事、修繕、委託等で整備した設備等に不随して取得した備品は、備品として購入したものは、引き続き備品として管理している。

⑸　その他

ア　愛知県財産管理課川出課長補佐から議題⑶普通財産未利用地の活用方法の関連で配布資料「県有財産の最適化に向けた取組及び新たな有効活用について」の説明

別添４、「県有財産の最適化に向けた取組及び新たな有効活用について」のとおり

イ　アの説明に対する各市の意見等

豊橋市　県有施設利活用・保守管理プログラムで１４６施設を対象と言っていたが、県の施設数としては少ない。どのような施設を対象としているのか。

県回答　対象とした１４６施設は、事務所として使えそうな汎用性のある施設としていて、学校、県営住宅、指定管理の施設は除外してある。まず汎用性の高い施設に限定して効果を出していこうと考えている。

豊橋市　公共施設等総合管理計画はいつ作成するのか。

県回答　国から、公共施設等総合管理計画を作成するよう指示がある前から県では準備していた。平成２５年度はデータ及び課題の整理をした。平成２６

年度に基本的な方向性を決定する予定であったが、国から同計画を作成するよう指示があった。その整合性をどのようにとっていくかを今詰めている。場合によっては、平成２６年度に作成予定だった基本方向性が計画になるかもしれない。回りの状況や国の財政支援を見ながら考えていく。いずれにしても今年度又は来年度中には作成する予定でいる。

春日井市　配布資料の２ページ⑶に事業用定期借地権を活用した店舗用地貸付とある。これは定期借地権といっているので、普通財産と考えていいか。

県回答　普通財産である。

春日井市　私どもの市で行政財産である来庁者用駐車場を残したままその上に店舗を作りたいという提案を業者から受けた。地方自治法では、有効利用を図る場合は、貸付ができるとしているが、このようなことを想定している規定なのか判断ができない。このような事例があるところがあれば、ご教授いただきたい。

《各市においてそのような事例はない。愛知県においてもない。》

ウ　議題終了

中西長久手市総務部次長兼財政課長、自席へ戻る。

5　次年度当番市の決定（愛知県市長会大山財政係長）

来年度の当番市は市制施行順で、名古屋市。

6　閉会

愛知県市長会大山財政係長